二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の見込額の合算額

ハ　前号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額及び算定政令第五条第五項第三号ロに規定する額の見込額の合算額

ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額

ヘ　前号ワに掲げる割合

三　前項第三号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額にホに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ　前項第三号イに掲げる額から特定納付費用見込額（介護納付金の納付に要する費用の見込額に限る。）を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の見込額

ハ　第一号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号ハに規定する額の見込額

ホ　第一号ワに掲げる割合

3　前項第一号イ、ヘ及びチの特定給付見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の前年度の三月十一日から当該年度の三月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額の見込額、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において入院時食事療養の支給に要した費用の額の見込額、同期間において入院時生活療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において保険外併用療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額、同期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割

二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額

イ　特定給付見込額

ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第二号に規定する額

ハ　算定政令第五条第四項第二号に規定する額

（新設）

（新設）

三　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額

ロ　算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額

ハ　算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

（新設）

（新設）

3　前項第一号イ及び第二号イの特定給付見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の前年度の三月十一日から当該年度の三月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額の見込額、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において入院時食事療養の支給に要した費用の額の見込額、同期間において入院時生活療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において保険外併用療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額、同期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割